

【第4弾】
山口市省エネ機器等導入応援補助金
募集要項

申請期間

令和7年3月17日(月)～12月19日(金)

※予算額に達し次第終了します。

※第1弾、第2弾及び第3弾で補助を受けた事業者も申請できます。

令和7年2月
運営主体：山口商工会議所企画推進部
実施主体：山口市商工振興部ふるさと産業振興課

山口市では、電力等のエネルギー価格高騰等の影響を受けている市内で事業を営む事業者（以下「市内事業者」という。）の事業継続と経営改善を図るとともに、地域脱炭素の取組を推進するため省エネ機器等の導入を行う市内事業者を対象とした補助金制度「山口市省エネ機器等導入応援補助金」の補助対象事業者を募集します。御希望の事業者の方は、次により御応募ください。

I 補助金の概要

1 補助金の内容

市内事業者が事業継続と経営改善を図るとともに、地域脱炭素の取組を推進することを目的として実施する省エネ機器や低燃費タイヤを導入する事業に対して、市が予算の範囲内で補助金を交付します。

2 補助対象者

(1)～(5)のいずれかに該当する事業者であり、申請は1事業者につき1回限りとします。

- (1) 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者
- (2) 医療法人
- (3) 社会福祉法人
- (4) 中小企業団体
- (5) 特定非営利活動法人

3 補助対象要件

(1)～(5)のすべてに該当する補助対象者

- (1) 山口市内の事務所又は店舗（以下「事務所等」という。）で事業を営む者
- (2) 補助金の申請日において、1年以上継続して事業活動を行っている者
- (3) 市税を滞納していない者
- (4) 山口市からの指名停止措置を受けていないこと
- (5) 事業主又は役員に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員がいないこと

4 補助対象事業

市内事業者等が実施する次の(1)、(2)のいずれかに該当する補助対象事業

- (1) 山口市内の事務所等に、省エネ機器を導入する事業（購入・設置等）であり、次の対象要件の全てに該当する補助対象事業

＜対象要件＞

- ①補助対象事業に係る補助対象経費（税抜）の合計が5万円以上であること
 - ②エアコン、LED照明機器、LED電球、冷凍・冷蔵庫、温水機器（ガス・石油）
・エコキュート、ショーケース、複写機・複合機・プリンター、
ガス調理機器のいずれかの機器を導入すること
 - ③導入する機器はトップランナー基準を満たす（最新の目標年度に対する省エネ基準達成率100%以上（省エネ性マークが緑色））機器であること
※各省エネ機器に係る「省エネ性能」については、
「省エネ型製品情報サイト」<https://seihinjyoho.go.jp> をご覧ください。
上記のサイトに掲載されていない機器（業務用機器を含む）については、対象機器の省エネ効果について、メーカー又は販売店の証明が必要となります。
 - ④市内に本社又は本店を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主から購入した機器であること
 - ⑤中古品でないこと
- (2) 山口市内の事務所等で使用する事業用車両※（緑ナンバー・黒ナンバー）又は自動車運搬代行業に用いる随伴用車両に取り付けるための低燃費タイヤを導入する事業であり、次の対象要件の全てに該当する補助対象事業



※事業用車両は、以下の④～⑥の全てに該当することが要件です。自動車検査証をご確認ください。

＜対象要件＞

- ①補助対象事業に係る補助対象経費（税抜）の合計が3万円以上であること
- ②導入するタイヤは、「一般社団法人日本自動車タイヤ協会のラベリング制度における低燃費タイヤ統一マークが表示されているタイヤ」又は「各タイヤメーカーの基準により燃費向上の効果が認められるタイヤ（別紙「低燃費タイヤ商品一覧」に記載されたタイヤ）であること
- ③市内に本社又は本店を有する法人又は市内に住所を有する個人事業主から購入したもの
- ④自動車検査証において、使用者の氏名又は名称が補助申請者である車両に取り付けるもの
- ⑤自動車検査証において自家用・事業用の別が事業用となっている車両、又は自動車運転代行業において随伴用自動車として使用する車両に取り付けるもの
- ⑥自動車検査証において、使用の本拠の位置が山口市内である車両に取り付けるもの
- ⑦中古品でないこと



5 補助対象期間

補助対象事業を実施する期間は、補助金の交付決定日から着手して、補助対象事業が完了する日（令和8年1月31日）までが対象となります。

※補助対象期間に発注・購入・納品・支払いが完了しない経費は対象外となります。

6 補助対象経費

区 分	内 容
省エネ機器の導入	・省エネ機器の購入等に係る費用（購入費、据付工事費） ・機器の更新に伴う、既存機器の撤去に係る費用（撤去工事費、処分費）
低燃費タイヤの導入	・低燃費タイヤの購入等に係る費用（購入費、装着費） ・低燃費タイヤの導入に伴う、既存のタイヤの処分に係る費用

＜対象とならない経費＞

- ・根拠書類（見積書、請求書、領収書等）によって金額、支払いの有無、日時、製品等が確認できない経費
- ・国・県・市等で交付を受けた本補助金以外の補助金の対象経費（対象経費が重複していなければ併用は可能）
- ・中古品の購入費
- ・交換用等、買い置きのためのタイヤの購入費
- ・自社内部の取引による経費
- ・リース代、延長保証料金、リサイクル料金、公租公課、当該補助制度の目的と整合性が無い経費等、市長が適当でないと認める経費

7 補助率及び補助金額

区分	補助率	補助上限額
省エネ機器の導入	補助対象経費（税抜）の2分の1 ※補助対象経費（税抜）の合計が5万円以上	30万円
低燃費タイヤの導入	補助対象経費（税抜）の4分の1 ※補助対象経費（税抜）の合計が3万円以上	

※ 1, 000円未満の端数は切り捨て

※ 申請は、1事業者につき1回限りです。

8 用語の意義

(1) 「中小企業者」とは下記のいずれかに該当するもの

- ① 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者
中小企業基本法第2条（参考）

業 種	資本金・従業員規模
製造業、建設業、運輸業、その他の業種（以下のものは除く）	3億円以下又は300人以下
卸 売 業	1億円以下又は100人以下
サービス業	5千万円以下又は100人以下
小 売 業	5千万円以下又は50人以下

- ② 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
③ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
④ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体
⑤ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人

Ⅱ 申請方法

1 申請者

申請者は補助対象者となります。

2 申請書類及び部数

以下の書類を提出してください。（書類不備があった場合は、審査ができませんので、必ず確認の上、提出ください。）

- (1) 山口市省エネ機器等導入応援補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書（別紙1）
- (3) 収支予算書（別紙2）
- (4) 【法人の場合】
履歴事項全部証明書の写し
【個人事業者】
個人事業者の場合は、直近の確定申告書（税務署が受け付けたことが分かるもの）又はこれに代わるもの及び顔写真付身分証明書の写し
※e-Tax を利用しない確定申告書の場合は税務署が受け付けたことが分かるものとして税務署で交付する申告書等を収受した「日付」や「税務署名」が記載されたリーフレットの写しを添付してください。
※「これに代わるもの」として、開業届の写し及び直近の確定申告書の写し（税務署が受け付けたことが分かるものがない場合）の2点等
- (5) 補助対象事業の実施内容や見積書等の金額が分かる資料
- (6) 本市が発行する市税の滞納の無いことの証明（申請日前3か月以内に証明されたもの）
※税目ごとの「納税証明書」とは異なりますのでご注意ください。
- (7) 補助対象事業の発注先事業者の国税庁法人番号サイトの企業情報ページ（個人事業主の場合は顔写真付身分証明書又は住民票）の写し
- (8) 1から7までに掲げるもののほか、市長又は運営主体が必要と認める書類

3 申請期間・申請方法・問合せ先

(1) 申請期間

令和7年3月17日（月）～ 12月19日（金）

※予算に達した場合は申請期間中であっても募集を終了します。

※第1弾、第2弾、及び第3弾で補助を受けた事業者も申請できます。

(2) 申請方法

申請書類は原則郵送でご提出ください。（郵送の場合は、追跡等ができる方法で送付）
申請様式については、ウェブサイトからダウンロード可能です。

(3) 提出先・問合せ先

〒753-0086 山口市中市町1番10号 山口商工会議所企画推進部 宛

電話：083-925-2300 FAX：083-921-1555

4 留意事項

- (1) 申請に関し必要となる費用は申請者の負担となります。
- (2) 受付期限後における申請書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (3) 申請者が申請書類に虚偽の記載をした場合には、申請を無効とし、補助金の交付を停止、又は既に交付した補助金の返金を指示します。
- (4) 申請書類に不備がある場合は受け付けできません。
- (5) 申請書類は、返却いたしません。
- (6) 補助対象事業により取得し又は効用の増加した財産を、補助対象事業の実施年度終了日以後3年間、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、廃棄、担保にすることはできません。

Ⅲ 補助対象事業の交付決定

1 交付決定の方法

申請書類の内容を審査の上、適正であると認められる場合、交付の決定を行います。

2 審査時期

交付申請書を受付後、随時書類審査を行います。

※申請受付日は、山口商工会議所で受け付けた日となります。申請者が記載した申請日とは異なります。なお、原則、予算の範囲内で受付及び審査・交付決定を行いますので、予算に達した場合は申請期間前に終了する場合があります。

3 交付決定の通知

審査結果は申請書類を提出した全ての申請者に対して概ね14日以内に文書で通知します。

※交付決定された補助金の額が補助金額の上限となります。

※実際の補助対象経費が申請時の額を下回った場合には、補助金の額も減額となります。

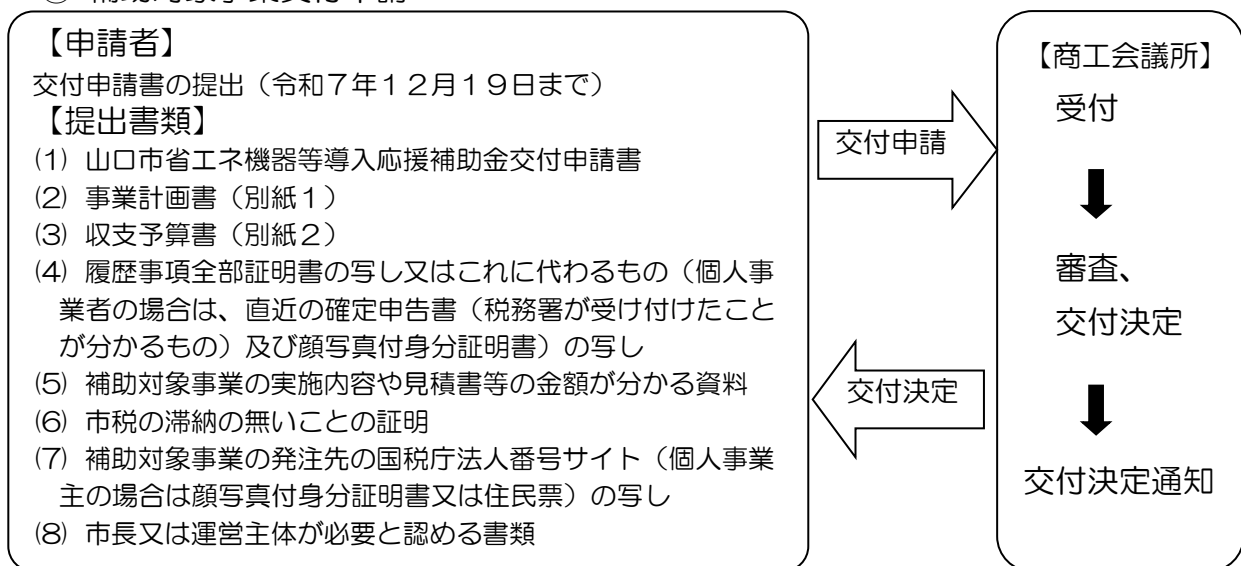
4 留意事項

申請の内容には民間団体の秘密に属するものが含まれるため、審査は非公開で行います。

Ⅳ 補助金交付までの流れ

補助対象事業終了後に提出された実績報告の内容を確認の上、補助金額の確定及び額の確定に係る通知を送付するとともに、指定口座に補助金を振り込みます。

① 補助対象事業交付申請



※(5)補助対象事業の実施内容や見積書等の金額が分かる資料の例

＜省エネ機器の導入の場合＞

- ・製品カタログ等、導入する機器の性能が、対象要件を満たすことが確認できるもの
- ・補助対象経費と補助対象外経費が明確に判別でき、導入する機器の製品名・型番等が分かる見積書

＜低燃費タイヤ導入の場合＞

- ・製品カタログ等、導入するタイヤの性能が、対象要件を満たすことが確認できるもの
- ・補助対象経費と補助対象外経費が明確に判別でき、タイヤの本数、製品名・型式等が分かる見積書
- ・対象車両の自動車検査証の写し
- ・（運転代行業の場合）運転代行業保険又は共済証書の写し

② 補助対象事業の実施

【申請者（交付決定事業者）】

交付決定事業 実施



交付決定事業 終了（令和8年1月31日まで）

③ 実績報告書兼請求書・額の確定・支払

【申請者（認定事業者）】

実績報告書の提出（事業完了後30日以内、最長令和8年2月13日まで）

【提出書類】

- (1) 山口市省エネ機器等導入応援補助金に係る補助事業の実績報告書兼請求書
- (2) 実績報告書（別紙3）
- (3) 収支決算書（別紙4）
- (4) 補助対象事業の経過及び支払を証する書類並びに写真等
- (5) 振込先の口座情報が分かるもの（通帳の写し等）

実績報告

額の確定・
補助金の
支払

【商工会議所】

審査

補助金額を確定

額の確定通知・
補助金の支払

※(4)補助対象事業の経過並びに支払を証する書類及び写真等の例

＜省エネ機器の導入の場合＞

- ① 補助対象経費と補助対象外経費が明確に判別でき、導入する機器の製品名・型番等が分かる請求書
- ② 支払金額、支払日時が分かる領収書
- ③ 導入した機器を設置したことが分かる写真

※①②については、宛名が申請書に記載した申請者名であること

＜低燃費タイヤ導入の場合＞

- ① 補助対象経費と補助対象外経費が明確に判別でき、導入するタイヤの本数、製品名・型式等が分かる請求書
- ② 支払金額、支払日時が分かる領収書
- ③ 対象車両に装着したことが分かる写真（車両ナンバー、随伴用自動車の場合は、「随伴用自動車であることを表示」が確認できるもの）

※①②については、宛名が申請書に記載した申請者名であること